

令和2年度第2回中央区環境行動計画推進委員会(書面開催)

議事概要

日時 令和3年1月26日(火)～2月12日(金)

議題 中央区環境行動計画2018の進捗評価(令和元年度)(案)について

配付資料

- 資料1 中央区環境行動計画2018の進捗評価(令和元年度)(案)
- 資料2 中央区環境行動計画2018評価基準
- 参考1 評価項目の重み
- 参考2 中央区環境行動計画2018の進捗評価(平成30年度)
- 参考3 経年変化(H29～R 元実績一覧)

書面開催の経緯

令和2年度第2回中央区環境行動計画推進委員会を令和3年1月28日(木)に開催する予定であったが、政府の緊急事態宣言発令に伴い、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面での開催とした。

書面開催に際しては、配付資料を郵送にて送付し、委員8名に回答書の提出を求めた。

結果

回答書の提出：8名

- ・議題について

「資料1 中央区環境行動計画2018の進捗評価(令和元年度)(案)」を修正の上、公表を行う。

委員修正案	区回答
1頁3行目「5つの基本目標における評価項目※を…」の文末に「(資料2参照)」を追記する。	実際に公表を行う際は資料番号をつけないため、「(別紙「中央区環境行動計画2018評価基準」参照)」を追記します。

<p>1頁5行目「高いと回答された項目を」 →「高いと回答された上位4項目を」 とする。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>2頁について 区内における温室効果ガスは減少しているが、その減り幅に対して再生可能エネルギーの導入量は増えていないし、事業所あたりのエネルギー使用量は増えている。矛盾しているのではないか。</p>	<p>2頁中のNo.1温室効果ガス排出量、No.3区内事業所におけるエネルギー消費量については平成28・29年度の確定数値を用いており(2頁※1参照)、No.9再生可能エネルギー導入容量は平成30・令和元年度の数値を用いています(全て上記が最新数値であるため)。 2頁に記載はしていませんが、平成28・29年度の再生可能エネルギー導入容量はそれぞれ9,028kW(H28)・9,039kW(H29)であり、増加していることから、温室効果ガス減少に寄与したと考えられます。</p>
<p>2頁の脚注のNo.11「令和元年度は、面積拡大に至りませんでした。数馬地区…(以下、区案のとおり)」に修正する。 理由：まず「振り返り」を記載した方がよい。</p>	<p>中央区の森事業の進捗について整備面積の継続的な拡大は、対象地を計画的に確保することが困難であることから、定量的評価が難しい項目です。そのため、平成30年度進捗評価(公表済)においても、面積の拡大について「振り返り」のような形で改めて脚注に記載をしておらず、本評価も同様にさせていただきたいと考えております。 また、令和元年度の実績内容について以下のとおり追記をさせていただきます。 「令和元年度は、<u>令和2年度に向けた新協定地について檜原村と協議を行うとともに、平成30年度に協定地として拡大した矢沢地区において新たに森林整備を開始するなど、森林保全事業の拡充を図っています。</u>」</p>

<p>3頁について 事業所の可燃ごみの減少幅が20%以上であるので、各人のごみ減量意識ではなく組織的な努力とした方がよいのではないか。</p>	<p>「各人のごみ減量意識が高まっている」→「事業所においてもごみ減量意識が高まっていると共に、組織的な努力の現れ」のとおり修正します。</p>
<p>4頁について 家庭ごみ増加の説明で、「区収集ごみ1人当たりの排出量は減少している…」とあるが、文脈がわかりづらい。事業所のごみは就業人口(昼間人口)が関係してくると思うが、このあたりの分析が入らないと説明が難しいのではないか。</p>	<p>「中央区一般廃棄物処理基本計画」の改定(令和3年3月予定)のため令和元年度に行った「中央区ごみ排出実態調査」により、家庭ごみの比率が変わっております。参考として平成26年度調査の比率で算定した結果を追記します。</p>
<p>4頁最後の「※」を「#」に変更する。 理由：3頁表直下の「※」と区別するため。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>5頁の脚注のNo.1「前年度と同様で」を削除し、「今年度の」に置き換える。 理由：前年度は「1園増加」しており、「同様」ではない</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
<p>7頁について 環境情報センター事業の数値の減少を感染症のためとしているのはやむを得ないと思われるが、その中で、オンライン化など対策を提言している。これは来年の数値にはオンライン対応を含む可能性があることを示唆しているが、明示して問題ないのか。</p>	<p>対応が可能な事業については令和2年度にオンラインでの実施を行っているため、問題はないと考えております。</p>